

人事記録に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

香川県人事委員会委員長 東 条 正 幸

香川県人事委員会規則第8号

人事記録に関する規則の一部を改正する規則

人事記録に関する規則（昭和27年香川県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																								
<p>(人事記録の種類)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条の規定による健康診断及び職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例（昭和26年香川県条例第39号）<u>第5条第2項</u>の規定による診断の結果の記録</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) <u>人事評価</u>に関する記録</p> <p>(8)～(14) 略</p> <p><u>(15) 退職管理に関する届出の書面</u></p> <p><u>(16) 略</u></p>	<p>(人事記録の種類)</p> <p>第4条 人事記録は、職員の人事に関する次に掲げる記録とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条の規定による健康診断及び職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例（昭和26年香川県条例第39号）<u>第2条第2項</u>の規定による診断の結果の記録</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) <u>勤務成績の評定</u>に関する記録</p> <p>(8)～(14) 略</p> <p><u>(15) 略</u></p>																								
<p>別表 人事異動用語表（第6条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>人事異動の種類</th> <th>意 味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 採用</td> <td><u>職員以外の者を職員の職に任命すること</u>をいう。ただし、再任用の場合を除く。</td> </tr> <tr> <td>2～6 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7 昇任</td> <td>職員をその職員が現に任命されている職より<u>上位の職制上の段階に属する職員の職に任命する</u>場合をいう。</td> </tr> <tr> <td>8 降任</td> <td>職員をその職員が現に任命されている職より<u>下位の職制上の段階に属する職員の職に任命する</u>場合をいう。</td> </tr> <tr> <td>9～26 略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	人事異動の種類	意 味	1 採用	<u>職員以外の者を職員の職に任命すること</u> をいう。ただし、再任用の場合を除く。	2～6 略		7 昇任	職員をその職員が現に任命されている職より <u>上位の職制上の段階に属する職員の職に任命する</u> 場合をいう。	8 降任	職員をその職員が現に任命されている職より <u>下位の職制上の段階に属する職員の職に任命する</u> 場合をいう。	9～26 略		<p>別表 人事異動用語表（第6条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>人事異動の種類</th> <th>意 味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 採用</td> <td><u>現に職員の職についていない者を新たに任命する</u>場合をいう。ただし、再任用の場合を除く。</td> </tr> <tr> <td>2～6 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7 昇任</td> <td>職員を法令その他の規程により公の名称（職務の級、組織上の地位、警察官の階級等をいう。以下同じ。）が与えられている職でその現に有するものより上位のものに任命する場合をいう。</td> </tr> <tr> <td>8 降任</td> <td>職員を法令その他の規程により公の名称が与えられている職でその現に有するものより下位のものに任命する場合をいう。</td> </tr> <tr> <td>9～26 略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	人事異動の種類	意 味	1 採用	<u>現に職員の職についていない者を新たに任命する</u> 場合をいう。ただし、再任用の場合を除く。	2～6 略		7 昇任	職員を法令その他の規程により公の名称（職務の級、組織上の地位、警察官の階級等をいう。以下同じ。）が与えられている職でその現に有するものより上位のものに任命する場合をいう。	8 降任	職員を法令その他の規程により公の名称が与えられている職でその現に有するものより下位のものに任命する場合をいう。	9～26 略	
人事異動の種類	意 味																								
1 採用	<u>職員以外の者を職員の職に任命すること</u> をいう。ただし、再任用の場合を除く。																								
2～6 略																									
7 昇任	職員をその職員が現に任命されている職より <u>上位の職制上の段階に属する職員の職に任命する</u> 場合をいう。																								
8 降任	職員をその職員が現に任命されている職より <u>下位の職制上の段階に属する職員の職に任命する</u> 場合をいう。																								
9～26 略																									
人事異動の種類	意 味																								
1 採用	<u>現に職員の職についていない者を新たに任命する</u> 場合をいう。ただし、再任用の場合を除く。																								
2～6 略																									
7 昇任	職員を法令その他の規程により公の名称（職務の級、組織上の地位、警察官の階級等をいう。以下同じ。）が与えられている職でその現に有するものより上位のものに任命する場合をいう。																								
8 降任	職員を法令その他の規程により公の名称が与えられている職でその現に有するものより下位のものに任命する場合をいう。																								
9～26 略																									

27 転任	職員をその職員が現に任命されている職以外の 職員の職に任命することであって昇任及び降任 に該当しない場合をいう。
28～63 略	

27 転任	職員としての身分を中断することなく任命権者 を異にする他の機関から移動してきた職員を任 命する場合をいう。
28～63 略	

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。